

相談受付窓口

市町名	申込先	
	担当課	電話番号
金沢市	被災者生活支援総合窓口	076-220-2858
七尾市	都市建築課	0767-53-8429
小松市	建築住宅課	0761-24-8106
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756
加賀市	建築課	0761-72-7934
羽咋市	すまいの支援窓口	0767-22-7196
かほく市	都市建設課	076-283-7104
白山市	建築住宅課	076-274-9567
能美市	まち整備課	0761-58-2251
野々市市	建築住宅課	076-227-6087
川北町	土木課	076-277-1108
津幡町	都市建設課	076-288-6703
内灘町	都市建設課	076-286-6710
志賀町	まち整備課	0767-32-9211
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
中能登町	土木建設課	0767-72-3921
穴水町	地域整備課	0768-52-3680
能登町	建設水道課	0768-62-8523

宅地・住宅復旧の ガイドライン

～能登半島地震により被災された皆さまへ～

住まいの再建(建替え・修理)に関する相談窓口

石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内

(受付二次元コード)

電話番号 **0120-123-688**(フリーダイヤル)

受付URL <https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/>



復旧事業に関する不正受給や詐欺などにご注意ください

業者からの
甘い言葉に
ご注意!

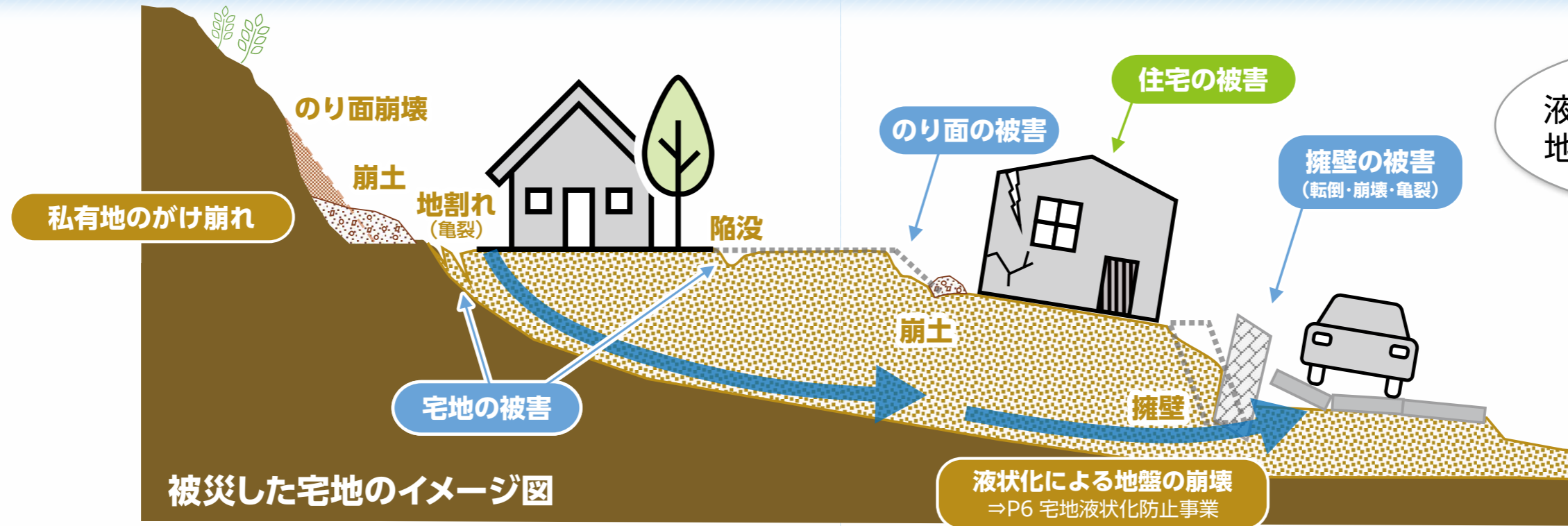


「自己負担が
少なくすむように」
書類を作成して
申請しますよ

不正が発覚した場合、補助金の返還請求はもとより、
悪質な場合は詐欺罪などの刑事罰にも問われる可能性があります。

発行：令和7年1月

石川県土木部
建築住宅課・都市計画課・砂防課



宅地等の被害



被災宅地等復旧支援事業

- ① のり面の復旧
- ② 宅地の復旧
- ③ 擁壁の復旧
- ④ 液状化の再度災害防止の地盤改良
- ⑤ 住宅基礎の傾斜修復

補助額: **最大766万円** (*)
(補助対象: 上限1,200万円)

県(基金) 2/3	所有者 1/3	50万円
--------------	------------	------

※ 市町毎に補助額が異なる場合がありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください

被災宅地等復旧支援事業の個人負担額

支援額は、対象工事費から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額となります。なお、工事費が1,200万円を超えた場合は、支援額は一律766.6万円までとなります。

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	366.7万円	433.4万円
支援額	0円	33.3万円	100万円	300万円	633.3万円	766.6万円

住宅の被害



住宅耐震化促進事業

- 地震に被災し耐震性が低下した住宅
- 耐震改修+傾斜修復
- 建替え

定額補助: **最大180万円** (**2)

国 70万円	県 55万円	市町 40万円
-----------	-----------	------------

※1 耐震診断が必要となります
※2 最大補助額が150万円から180万円に拡充されました
市町毎に補助額が異なる場合がありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください

復興基金
15万円

私有地のがけ崩れ(自然斜面)

がけ地対策補助制度

※ 採択要件・補助額については市町にお問い合わせください

被災宅地等復旧支援事業

地割れや陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地について、被災前と同様な地盤への原形復旧や、液状化の再度災害防止のための地盤改良工事などを支援します。

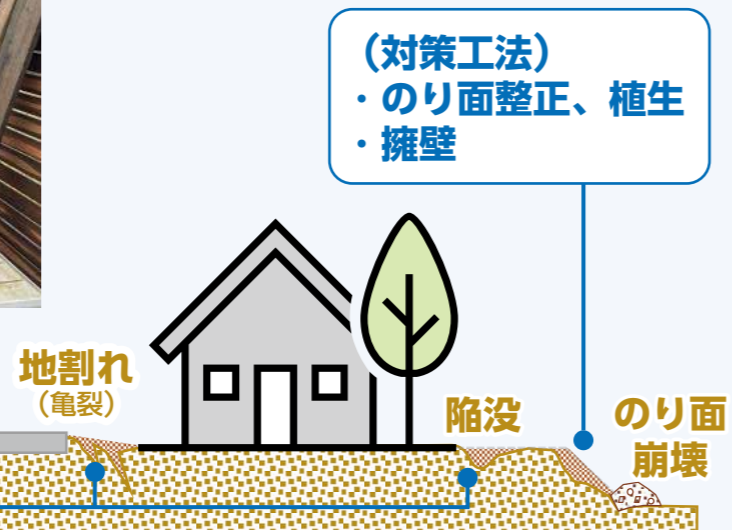
■ 内容

① のり面の復旧 ② 宅地の復旧



宅地の地割れ

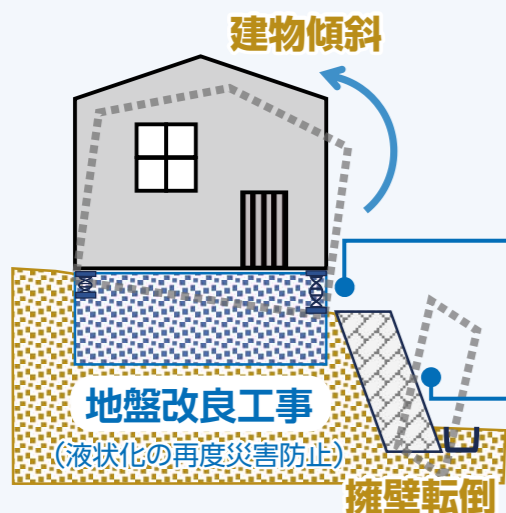
(対策工法)
・土砂投入
・盛土、整地



- ③ 擁壁の復旧
- ④ 液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ⑤ 住宅基礎の傾斜修復工事

(対策工法)
・ジャッキアップ工法

(例) ・ポイントジャッキ工法
・薬液等注入工法
・耐圧版工法
・鋼管圧入工法(アンダーピニング工法)



(対策工法)
・旧擁壁の撤去・復旧
・擁壁工事に伴う排水施設の復旧

住宅耐震化促進事業

被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、耐震改修や傾斜修復などにより傾いた住宅の修復、建替えを支援します。



対象：地震により被害が生じ耐震性が低下した住宅
※罹災証明発行かつ耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅(評点1.0未満)

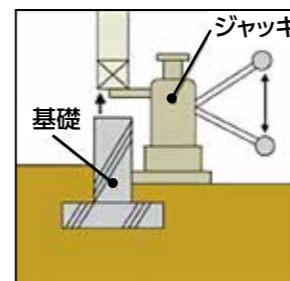
耐震診断

耐震改修



耐震性を高める工事
・金物補強
・耐力壁の設置
など

傾斜修復



住宅の傾斜を修復する工事
・ジャッキアップ
など

建替え



新しい住宅への建替えも支援の対象になります
・公費による解体制度で解体する場合は対象外
・加賀市、白山市、野々市市、宝達志水町は建替え制度を設けておりません

「いしかわ住宅耐震事業者リスト」が参考になります



住まいの耐震化を進めたいが誰に頼んでよいか分からない・・・

耐震化に取り組む建築士事務所・工務店等をまとめた「いしかわ住宅耐震事業者リスト」を県HP等で公開

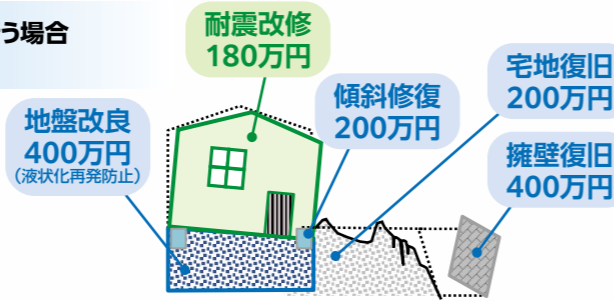
いしかわ 耐震 リスト 🔍 検索

支援のモデルケース

事例 1

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
(傾斜修復はいずれかの補助を選択可)

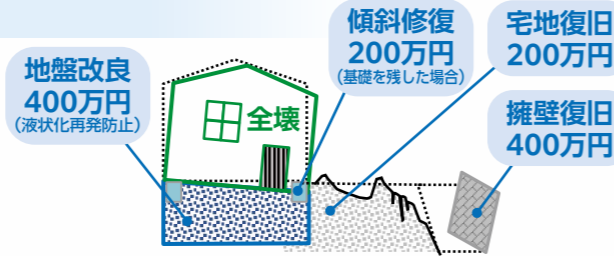
対象事業費	1,380万円
補助額	
宅地復旧	766万円
耐震改修	180万円
計	946万円



事例 2

住宅が全壊し、住宅再建と宅地復旧をあわせて行う場合
(耐震改修は実施しない)

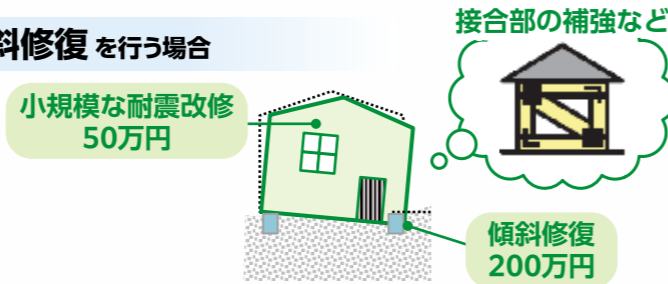
対象事業費	1,200万円
補助額	
宅地復旧	766万円
計	766万円



事例 3

小規模な耐震改修にあわせ傾斜修復を行う場合

対象事業費	250万円
補助額	
耐震改修	180万円
計	180万円



支援制度に関する

Q&A



Q1 制度開始前に工事に着手したが、支援事業の対象になるか?

A 遑って適用できますが、すみやかに申請してください。

Q2 複数の宅地を申請できるか? また、数回に分けて申請できるか?

A 申請は1つの宅地に1回が原則です。

Q3 工事の途中で内容が変更となったときはどうなるのか?

A 支援金の変更手続きが必要です。変更承認申請書を提出してください。

Q4 地盤改良工事について移転地での新築工事に適用できるか?

A 被災前に居住していた住宅宅地の液状化再発防止対策のみ対象です。

Q5 店舗併用住宅の宅地は対象となるのか?

A 住宅の用に供する部分の宅地は対象です。

Q6 住宅に被害がなくても、宅地に被害があれば対象になるのか?

A 対象になりますが、被災状況を確認できる資料を提出してください。

Q7 傾斜修復を耐震改修と宅地復旧の事業を併用してできるか?

A 1つの工事に2つの事業を併用することはできません。

Q8 再度災害防止のために、擁壁の補強はできるのか?

A 構造基準を満たす工事は対象です。

がけ地対策補助制度

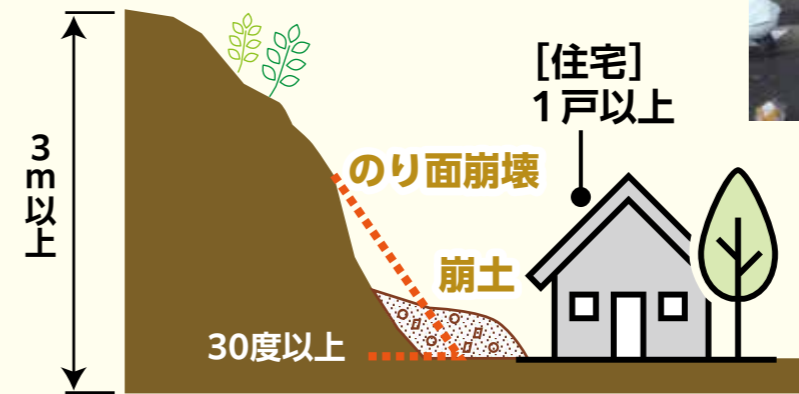
私有地にある「自然斜面(がけ地)」のがけ崩れを防止するため、防災工事にかかる費用の一部を補助します。

■内容

- ▶ 崩土除去工事
- ▶ がけ地対策工事(擁壁、植生、のり枠)

◆採択要件 各市町で要件が異なります

「県内市町の一例」
・がけ高3m以上
・がけ勾配30度以上



※詳細はお住まいの市町に問合せ下さい
輪島市、白山市、野々市市、川北町は制度を設けておりません

参考 宅地液状化防止事業(国補助事業)

液状化現象が起こる可能性のある地域において、液状化を抑制するため、道路等の公共施設と隣接宅地の一体的な対策を行います。

◆採択要件

- ・液状化により公共施設に被害が発生するおそれがあるもの
- ・液状化による被害の可能性が高い3,000㎡以上の一団の土地であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの

地下水水位低下工法



格子状地中壁工法

